

1、目的

この計画は、児童デイサービスこはる隣接地で非常災害の発生又は発生の恐れがある場合は対応すべき必要事項を定め、非常災害から人命を確保するとともに、被害の軽減に資することを目的とする。

2、計画の適応範囲

この計画は、児童デイサービスこはるに勤務する職員及びサービスを利用する利用児又は出入りする全ての者に適応する。

3、管理者の責任

管理者は、非常災害による被害の軽減について、全ての責任を有するとともに、本計画に基づき事業所職員を指揮し、利用児等の人命を確保する。

4、事業所職員の責務

職員は管理者の指揮のもと利用者等の人命確保及び被害軽減のため、本計画に基づき必要な措置を迅速に実施するものとする。

5、事業所の立地条件、周辺環境の確認

洪水・浸水想定区域外（八頭町防災マップ 2019 参照）

6、災害発生時の組織体制と役割分担

①管理者

- *非常災害（風水害）の情報を把握し、職員に伝達する
- *土砂災害等が発令された場合や土砂崩れや河川の氾濫等の前兆を発見した場合に、利用者等を安全な場所への誘導するよう職員に伝える。

②職員

- *管理者の指示に従い、利用者等を安全な場所へ誘導する。
- *負傷者がある場合は、応急処置を行うとともに、救急隊に連絡する。 ..

7、緊急連絡先及び通信手段、連携体制

別紙の「連絡先・問い合わせ先」に記載の行政機関、消防、その他関係機関に、必要に応じて、こはる固定電話あるいは携帯電話により連絡を行うとともに、連携して利用児、職員の安全を確保する。

8、災害に関する情報の入手方法

ラジオ、テレビ、八頭町防災無線、八頭町ホームページ
別紙「災害情報の入手手段」参照